

埼玉県中小企業人手不足対応支援事業 専門家派遣実施要領

（目的）

第1条 県は、人手不足に直面する中小企業者等が、人口減少下であっても生産性を向上させることで持続的成長を成し遂げるため、既存の機械設備の更新等による省力化への取組に関し、中小企業者等に専門家を派遣し助言を実施することで、中小企業者等の持続的な発展・成長を促進する。

（定義）

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下、「中小企業法」という。）第2条第1項に規定するもの
- (2) 中小企業者等 中小企業者及び常時使用する従業員の数が中小企業法第2条第1項各号に定める従業員の数（主たる事業の属する業種による）以下の会社以外の法人（国及び法人税法別表第1に規定する公共法人を除く）
- (3) みなし大企業 次のアからウのいずれかに該当する中小企業者をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

（専門家派遣の事業内容）

第3条 既存の機械装置の更新等による省力化に関して、知識・経験などを持つ中小企業診断士を専門家として中小企業者等に派遣し、現地調査や現状分析を行い、省力化や人手不足対策に係る設備投資や業務の効率化等に関する具体的な助言を行う。

（対象となる中小企業者等）

第4条 この事業の対象となる者は、次のすべての要件を満たす中小企業者等とする。ただし、みなし大企業を除く。

- (1) 県内に登記簿上の本店又は主たる事業所を有する者（個人事業主においては、県内に住民票上の住所地又は主たる事務所を有する者）であること。
- (2) 組合の場合は、事業及び経費の分担が明確であり、構成員への成果普及体制が整っていること。
- (3) 専門家派遣申請日時点において県内で事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があること。
- (4) 埼玉県に対する債務及び県税の支払等の滞納がないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、対象としない。

- (1) 暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号、以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 暴力団関係者（条例第 3 条第 2 項に規定する暴力団関係者をいう。）
- (4) 法人にあっては、代表者又は役員の中に前 2 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者に該当する者があるもの
- (5) その他知事が適当でないと認めた者

（専門家派遣申請及び選定）

第 5 条 専門家派遣を希望する中小企業者等は、申請書（様式第 1 号）を県に提出しなければならない。

2 申請事業者は、別紙 1 及び別紙 2 の誓約事項について専門家派遣の申請前に確認しなければならず、申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項による申請をすることができない。

- (1) 前項における誓約事項を誓約しない場合。
- (2) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していない場合。
- (3) 公序良俗に反する事業及び公的資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業である場合。

4 県は、第 1 項による申請を受けたときは、先着順で本事業の対象事業者を選定する。

（専門家の派遣）

第 6 条 県は、対象事業者に対して専門家を派遣する。

（派遣専門家の義務等）

第 7 条 派遣専門家は、専門家派遣により知り得た対象事業者の企業秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

（報告書等）

第 8 条 派遣専門家は、支援を行うごとに実施報告書（様式第 2 号）を速やかに作成し、県に提出する。

2 派遣専門家は、支援を実施した場合には、支援カルテ（様式第 3 号）を速やかに作成し、対象事業者に交付するとともに、県に提出する。

3 専門家の派遣を受けた事業者は、支援が終了した後、支援報告書（様式第 4 号）を速やかに作成し、県に提出する。

（その他）

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 2 2 日から施行する。

別紙 1

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

所 在 地 : _____

事 業 者 名 : _____

代表者職・氏名 : _____

別紙 2

専門家派遣を申請する上での誓約事項

私は、埼玉県中小企業人手不足対応支援事業専門家派遣の申請をするに当たり、下記の内容について誓約します。

記

- 1 本専門家派遣実施要領で規定する中小企業者等であること。
- 2 本専門家派遣実施要領で規定する「みなし大企業」ではないこと。
- 3 県内に登記簿上の本店及び主たる事務所を有する者（個人事業主においては、県内に住民票上の住所地及び主たる事務所を有する者）であること。
- 4 組合の場合は、事業及び経費の分担が明確であり、構成員への成果普及体制が整っていること。
- 5 専門家派遣申請日時点において県内で事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があること。
- 6 埼玉県に対する債務及び県税の支払等の滞納がないこと。
- 7 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- 8 暴力団排除に関する誓約事項を誓約していること。
- 9 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- 10 公序良俗に反する事業及び公的資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業ではないこと。

所 在 地 : _____

事 業 者 名 : _____

代表者職・氏名 : _____